第六章　保健衛生及び医療

（法第三十一条に規定する法務省令で定める日等）

第十七条　法第三十一条に規定する法務省令で定める日は、次に掲げる日とする。

一　土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日

2　在所者には、一日におおむね一時間以上、運動の機会を与えるものとする。

（入浴の回数等）

第十八条　在所者には、入所後速やかに、及び一週間に二回以上、入浴を行わせる。

2　女子の在所者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない。

（調髪及びひげそりの回数等）

第十九条　在所者には、おおむね一月に一回以上、調髪を行うことを許すものとする。

2　男子の在所者には、一週間に二回以上、ひげそりを行うことを許すものとする。

3　女子の在所者には、一月に一回以上、顔そりを行うことを許すものとする。

4　在所者の調髪（自弁により行うものを除く。）の髪型並びにその調髪、ひげそり及び顔そりの方法の基準は、法務大臣が定める。

（健康診断の事項）

第二十条　法第三十五条第一項前段の規定による健康診断は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項については、医師が法務大臣が定める基準に従い必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。

一　既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査

二　自覚症状及び他覚症状の検査

三　身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査

四　血圧の測定

五　尿中の糖及び蛋白の有無の検査

六　胸部エックス線検査

七　血色素量及び赤血球数の検査

八　血糖検査

九　性感染症検査

2　法第三十五条第一項後段の規定による健康診断は、前項第二号に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。

（指名医の遵守事項）

第二十一条　少年鑑別所の長は、法第三十七条第一項の規定による診療を受けることを許す場合には、同項の診療を行う医師又は歯科医師に対し、次に掲げる事項を具体的に指示するものとする。

一　正当な理由なく、診療を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。

二　診療に用いる器具、材料、薬剤その他の物品について、少年鑑別所の長が指定するもの以外のものを使用してはならないこと。

三　在所者と金品の授受をしてはならないこと。

四　在所者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要な事項

（看護の実施方法等）

第二十二条　少年鑑別所の長は、在所者に法第三十八条第二項の規定による看護（以下この条において単に「看護」という。）を受けることを許す場合には、あらかじめ、在所者及びその看護をする者が看護に関し遵守すべき事項を定め、これを在所者に告知し、及びその看護をする者に通知するものとする。

2　少年鑑別所の長は、看護を受ける在所者又はその看護をする者が、少年鑑別所の職員の指示に従わないとき、前項の規定により定めた遵守すべき事項を遵守しないとき、その他その看護を継続することが不適当であるときは、これを中止することができる。

（法第三十九条に規定する法務省令で定める措置）

第二十三条　法第三十九条に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

二　入浴又は調髪を行わせないこと。

第七章　物品の貸与等及び自弁

（室内装飾品の貸与等）

第二十四条　在所者には、室内装飾品は、その者の観護処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができるものとする。

2　在所者には、嗜好品は、在所者の観護処遇として特別な行事を行う場合、在所者の観護処遇上特に適当と認める場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。

3　前二項に定めるもののほか、法第四十一条第二項の規定により在所者に貸与し、又は支給する物品の品名及びその貸与又は支給の基準は、法務大臣が定める。

（在院中在所者以外の在所者の自弁の物品の使用等）

第二十五条　在院中在所者以外の在所者には、法第四十二条第一項各号に掲げる物品（法第四十三条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この条及び次条において同じ。）について、この条の定めるところにより、必要な数量の範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。

2　在院中在所者以外の在所者には、法第四十二条第一項第三号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、自弁のものの使用を許すものとする。

3　在院中在所者以外の在所者には、法第四十二条第一項第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用を許すものとする。

一　タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具その他の日用品

二　文房具、遊具その他の学習又は文化活動に用いる物品

三　手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院中在所者以外の在所者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの

（在院中在所者の自弁の物品の使用等）

第二十六条　在院中在所者には、法第四十二条第一項各号に掲げる物品について、この条の定めるところにより、必要な数量の範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すことができるものとする。

2　在院中在所者には、法第四十二条第一項第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。